

## 一般社団法人カニミライブ 定款

### 第一章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人カニミライブと称し、英文では KANIMILIVE と表示する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県可児市下恵土 5750 番地に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

### 第二章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、可児市の地域活性化や課題解決に資することを目的とする。

#### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事項に関する事業を行う。

- (1) 子育てや次世代育成支援、教育に関する事項
- (2) 地域住民の暮らしの安全・安心に関する事項
- (3) 自然・歴史・文化資源の継承と新たな魅力づくりに関する事項
- (4) 健康・福祉に関する事項
- (5) 定住・移住の促進に関する事項
- (6) 地域資源を活用した産業振興に関する事項
- (7) 環境保全活動に関する事項
- (8) 前各号のほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第三章 社員

#### (社員)

第5条 この法人の社員は、この法人の目的のために、事業の指針を示し活動を支援する個人、法人及び団体とする。

#### (入社)

第6条 この法人に入社するには、別に定めるところにより申込みをし、社員総会の決議によって行うことができる。

#### (退社)

第7条 社員は、別に定めるところにより届出をし、いつでも退社することができる。

#### (除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的及び義務に反する行為をしたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格の喪失)

第9条 社員は、前2条のほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。

#### 第四章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の入社及び除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第12条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後2カ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して社員総会の招集を請求することができる。

3 前項の招集通知は、会日の1週間前までに各社員に対して発する。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合には、会日の2週間前までに招集通知を発する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) その他法令又はこの定款で定める事項

(決議及び報告の省略)

第17条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第19条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

## 第五章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、理事長とする。
- 4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 6 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとし法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。なお、監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

（監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

（取引の制限）

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第38条に定める理事会規則によるものとする。

## 第六章 理事会

### (理事会の設置)

第28条 この法人に、理事会を置く。

### (構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
  - (4) 顧問の選任及び解任
  - (5) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - (6) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

### (開催)

第31条 通常理事会は毎年定期に年2回開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした

理事が招集したとき。

- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第38条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第七章 基金

### (基金の拠出)

第39条 この法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

### (基金の募集等)

第40条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規定によるものとする。

### (基金の拠出者の権利)

第41条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。ただし、この法人は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

### (基金の返還の手続)

第42条 基金の返還は、社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

### (代替基金の積立て)

第43条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

## 第八章 会計

### (事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。なお、これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

### (事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金の不分配）

第47条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第九章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第48条 この定款は、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 この法人が認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

（合併等）

第49条 この法人は、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡ができる。

（解散）

第50条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属等）

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第十章 部会

（部会）

第52条 この法人は、事業の推進及び地域課題の解決、地域活性化を推進するため、情報交換や意見交換を目的とした部会を設置する。

2 部会には、部会長及び所要の職員を置く。

- 3 部会長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第十一章 事務局

### (事務局)

第53条 この法人は、業務を遂行するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第十二章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

### (個人情報の保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

## 第十三章 公告の方法

第56条 この法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第十四章 附則

### (特別の利益の禁止)

第57条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員の子等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

### (最初の事業年度)

第58条 この法人の設立初年度の事業年度はこの法人の成立の日から令和7年3月31日までとする。

### (最初の事業計画等)

第59条 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず設立時代表理事の定めるところによる。

### (設立時の役員等)

第60条 この法人の設立時役員は、次のとおりとする。

- 設立時理事 渡辺 勝彦
- 設立時理事 小池 祐功
- 設立時理事 高須賀 大索

設立時理事 畠山 修平

設立時代表理事 木村 大輔

設立時監事 関 孝一

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第61条 設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

住所 岐阜県可児市広見一丁目1番地

設立時社員 可児市

住所 東京都文京区後楽二丁目5番1号

設立時社員 株式会社良品計画

(法令の準拠)

第62条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。